

議 事 録

第 17 期名護市農業委員会 第 20 回 総 会

令和 4 年 4 月 27 日 (水)

名護市農業委員会 第20回総会

開催日時 令和4年月4月27日（水）午後10時00分～11時00分

開催場所 名護市21世紀の森体育館 第1・2会議室

出席委員（農業委員）

1番	川上 達也	○	2番	岸本 信子	○	3番	名城 政幸	○
4番	野原 朝行	○	5番	仲村 正司	○	6番	前川 好男	○
7番	伊波 實	○	8番	具志堅 安盛	○	9番	宮城 政喜	◎
10番	比嘉 晴	◎	11番	比嘉 清隆	○	12番	仲原 由香里	○

（農地利用最適化推進委員）

13番	塩浜 康允	○	14番	比嘉 勲	○	15番	宮里 強	×
16番	山城 秀樹	○	17番	呉屋 信竹	×	18番	伊波 興助	×
19番	平 智昭	○	20番	宮城 直人	○	21番	上間 光成	○
22番	玉城 司	○	23番	宮城 二郎	○	24番	野原 三喜郎	○
25番	比嘉 政昭	○						

議事録署名人 ※上記表内の「◎」

書記 名護市農業委員会事務局

議案
 第116号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 第117号 農地転用事業計画変更承認申請について
 第118号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 第119号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 第120号 農用地利用集積計画の意見決定について
 第121号 非農地証明願いについて

(開会)

議長 これより総会を進めさせていただきます。本日の議事録署名人は 9 番 10 番の委員を指名しますので、よろしくお願ひします。また、書記には、事務局職員を指名いたします。
では、これより「第 20 回名護市農業委員会総会」を始めます。

(議案第 116 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について)

事務局 整理番号 1 番 農用内、面積 2,162 m²。規模拡大のための有償移転。従事者 1 名、主従事日数 200 日。計画作物はサトウキビ。
整理番号 2 番 農用内、面積 2,979 m²(2 筆合計)。規模拡大のための使用貸借。従事者 1 名、主従事日数 200 日。計画作物はサトウキビ。
整理番号 3 番 農用内、面積 2,785 m²。規模拡大のための賃借権。従事者 1 名、主従事日数 240 日。計画作物はバナナとなっております。
整理番号 4 番 農用内、面積 4,400 m²(2 筆合計)。新規就農のための有償移転。従事者 3 名、主従事日数 144 日。計画作物はマンゴー、ミカンとなっております。※本部町と同時申請(伊豆味 3494-1、716 m²)
整理番号 5 番 農用内、面積 212 m²。規模拡大のための有償移転。従事者 2 名、主従事日数 250 日。計画作物はサトウキビとなっております。
整理番号 6 番 農用内、面積 5,715 m²。新規就農のための有償移転。従事者 1 名、主従事日数 200 日。計画作物はサトウキビとなっております。
整理番号 7 番 農用内、面積 1,983 m²。新規就農のための有償移転。従事者 2 名、主従事日数 150 日。計画作物はサトウキビとなっております。
※今帰仁村と同時申請(古宇利の農地 5 筆 計 5,194 m²)

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(第 117 号 農地転用事業計画変更承認申請について)

事務局 整理番号 1 番 農振外、面積 306 m²。当初転用計画は、駐車場。住宅用地としての価値があると判断した為、一般個人住宅での申請。農地区分は、第 3 種農地(宅地連たん)となっており、5 条申請整理番号 7 番と同時申請となっております。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、すべて可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし

(第 118 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について)

事務局 整理番号 1 番 農用外、面積 293 m²。貸し駐車場の為の申請。農地区分は第 2 種農地(市街地近接)、一団農地は 1.1 ha となっております。

整理番号 2 番 農振外、面積 561 m²(2 筆合計)。倉庫及び資材置場の為の申請。農地区分は第 3 種農地(第 1 種低層住居専用地域)となっており、始末書付きの案件となっております。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(第 119 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について)

事務局 整理番号 1 番 農用外、面積 178 m²。駐車場での所有権移転。第 2 種農地(市街地近接)、一団農地は 0.1 ha となっており、始末書付きの案件となっております。

整理番号 2 番 農用外、面積 523.46 m²(3 筆合計)。住宅及び進入路での所有権移転。農地区分は第 2 種農地(市街地近接)、一団農地は 0.8 ha となっております。

- 事務局 整理番号3番 農用外、面積 84 m²。貸し駐車場での所有権移転。農地区分は第2種農地(市街地近接)、一団農地は0.1 haとなっております。
- 整理番号4番 農用外、面積 233 m²。一般住宅での所有権移転。農地区分は、第2種農地(市街地近接)、一団農地は0.3 haとなっております、始末書付きの案件となっております。
- 整理番号5番 農用外、面積 1,047 m²。資材置場での所有権移転。農地区分は、第3種農地(羽地支所から216m)となっております。
- 整理番号6番 農用外、面積 1,093 m²。資材置場での所有権移転。農地区分は第2種農地(その他)、一団農地は0.4 haとなっております、始末書付きの案件となっております。
- 整理番号7番 農振外、面積 306 m²。一般住宅での所有権移転。農地区分は、第3種農地(宅地連たん)となっております。事業計画変更整理番号1番と同時申請となっております。
- 整理番号8番 農用外、面積 989 m²(3筆合計)。貸し駐車場での所有権移転。農地区分は、第2種農地(その他)、一団農地は0.3ha となっております。
- 整理番号9番 農用外、面積 3,023 m²。駐車場での所有権移転。農地区分は、第2種農地(その他)、一団農地は0.8ha となっております。
- 委員 整理番号8番・9番については、それぞれ貸し駐車場との事だが、需要はあるのか。
- 事務局 需要は無いと思われるが、これまで同様根拠が無いとの断定が出来ない状況である。
- 委員 利用見込みが低いのであれば、不許可相当とするべきではないか。
- 議長 事務局から説明のある当該案件について他に質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について整理番号8、9番以外を可決としてもよろしいでしょうか。
- 委員 異議なし。

(第 120 号 農用地利用集積計画の意見決定について)

事務局 令和 4 年 4 月 19 日付けで名護市長から名護市農業委員会あてに農用地利用集積計画の決定についての依頼があります。利用権設定者は、譲渡人 10 名。譲受人 6 名。設定筆数 13 筆、面積 22,136 m²。内 賃借権 9 筆、使用貸借権 2 筆、所有権移転 2 筆となっています。

整理番号 1 番～2 番 10 年の賃借権。予定作物はカボチャ。稼働日数は 250 日

整理番号 3 番～4 番 5 年の賃借権。予定作物は草地。稼働日数は 250 日

整理番号 5 番 5 年の使用貸借権。予定作物は草地。稼働日数は 250 日

整理番号 6 番 5 年の賃借権。予定作物は草地。稼働日数は 250 日

整理番号 7 番～8 番 5 年の賃借権。予定作物は草地。稼働日数は 250 日

整理番号 9 番 所有権移転。予定作物はサトウキビ。稼働日数は 250 日。

整理番号 10 番 所有権移転。予定作物は野菜。稼働日数は 250 日

整理番号 11 番 10 年の賃借権。予定作物は野菜、稼働日数は 250 日

整理番号 12 番 15 年の使用貸借権。予定作物は野菜、稼働日数は 250 日

整理番号 13 番 6 年の賃借権。予定作物はサトウキビ、稼働日数は 150 日

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。
質疑が無いようなので、可決としてもよろしいですか。

委員 異議なし。

(第 121 号 非農地証明願について)

調査員 整理番号 1 番 農用外、面積 63 m²。当該地は 20 年前から宅地の一部として利用されており、農地としての利用は困難である為、証明相当と判断する。
整理番号 2 番 農振外、面積 31 m²。当該地は 40 年以上農地として耕作されていない土地で、農地としての利用は困難である為、証明相当と判断する。
整理番号 3 番 農用外、面積 15 m²。当該地は 20 年前から墓の入口として利用しており、農地としての利用は困難である為、証明相当と判断する。

議長 調査員から説明のある当該案件について質疑はございませんか。
質疑が無いようなので、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(閉会)

議長 以上で本日の議案はすべて終了しました。これをもちまして、第 20 回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第 32 条第 3 項の規定により署名押印する。

名護市農業委員会 議長(会長) 川上 達也 印

署名委員 宮城 政喜 印

署名委員 比嘉 晴 印